

令和2年3月定例議会 議案概要		担当課	商工観光課	種別	その他				
議案番号	議案第46号	議案名	琴浦町八橋ふれあいセンターの指定管理者の指定について						
目的	地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定するもの。								
内容	<p>1 施設概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>琴浦町八橋ふれあいセンター</td> <td>琴浦町大字八橋998番1</td> </tr> </tbody> </table>					名称	位置	琴浦町八橋ふれあいセンター	琴浦町大字八橋998番1
	名称	位置							
琴浦町八橋ふれあいセンター	琴浦町大字八橋998番1								
<p>2 指定管理者概要</p> <p>(1) 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1370番地14</p> <p>(2) 団体名 やばせ振興魁の会</p> <p>(3) 代表者 会長 安陵 寿業</p> <p>(4) 指定管理期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで(3年間)</p> <p>3 指定理由</p> <p>やばせ振興魁の会は平成18年から当施設の指定管理者として適正な維持管理に努め、地域住民の交流親睦、JR八橋駅の乗降者の便宜などに尽力をし、関係業務に係る良好な実績もあることから、指定管理者に指定するもの。</p> <p>指定期間は令和2年4月1日から3年間とする。</p>									
補足事項									